

【別添】提出に係る注意事項

1 全体における留意事項

- ・ 4月19日（金）までの提出で変更が認められるのは、令和6年4月1日及び5月1日に新規・変更となる届出となります。
(なお、令和6年4月1日及び5月1日の両方とも変更が必要な場合は、それぞれ変更届出が必要となります。)
- ・ **令和6年度報酬改定に伴い、各サービスに減算項目が追加されています。各事業所において自主点検のうえ、減算が適用になる場合は、必ず届出を行ってください。**
- ・ 一部様式が変更となっているため、**必ず県ホームページから新しい様式をダウンロードして使用してください。** **<令和6年4月5日頃掲出予定です。>**
(掲載アドレス)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html>
- ・ 処遇改善加算等については、令和6年3月22日付け障事第2044号で通知した取扱いから変更ありません。
- ・ 申請については、随時書類の確認を行っていくため、後日に加算要件等を満たさないことが判明した場合は、遡って過誤調整等を行っていただきますので御留意ください。

2 各種届出様式について

(1) 変更届出書【第九号様式（第九条）】

- ・ 「変更があった事項」は、「14」に○をつけてください。
- ・ 「変更年月日」は、「令和6年4月1日」（令和6年5月1日）としてください。
- ・ 「変更の内容」は、変更する加算等の名称・区分を記載してください。

(2) 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書【第六号様式】

- ・ **事業所番号**、事業所（施設）の名称・所在地は正確に記載してください。
(法人情報と事業所情報が混在する等、法人内の別事業所の情報が記載されているケースが多発していますので、十分に御確認の上御提出ください。)
- ・ 届け出るサービスの「支援の種類」を記載してください。
- ・ 「異動等の区分」は、「1 新規」又は「2 変更」に○をつけてください。
- ・ 「異動年月日」は、「令和6年4月1日」（令和6年5月1日）としてください。

(3) 障害児（通所・入所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表

- ・ サービスごとに提出してください（サービスによって様式が異なります）。
- ・ 変更する加算等についてのみ記載し、適用年月日に「令和6年4月1日」（令和6年5月1日）

と記載してください。

(4) 各加算等に必要となる別紙等

- ・ (3) 体制等状況一覧表の最右列の必要書類欄に記載のある「別紙」の内容を確認し、必要となる別紙を必ず提出してください。

(5) 各加算等に必要となる添付書類等

- ・ (3) 体制等状況一覧表の最右列の必要書類欄に記載のある「添付書類（資格証や実務経験証明書等）」の内容を確認し、必要となる添付書類を必ず提出してください。

※実務経験証明書について、従前どおり原則原本での提出を求めますが、過去に原本を提出している場合については、[変更日][書類名(変更届等)]を記載の上、写しの提出により受付いたします。

【重要】

① 提出書類について、令和6年4月19日までに原則(1)～(5)の提出が必要ですが、提出期限が短いことも鑑み、期限前にすべての書類の提出が困難である場合は、一時的に(1)～(4)までの提出により申請を受け付けることとします。

② ①の提出方法を行った場合は、令和6年5月31日までに(5)に係る提出書類を準備し、(1)～(5)の書類一式の再度提出をお願いいたします。

※提出済みのため、再送の場合は(1)、(2)の公印は不要です。